

別 記

「アメリカ合衆国産さくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則」の一部を次のように改正する。

3の(3)のイ中「50ミリメートル」を「25ミリメートル」に、「5ミリメートル」を「2.5ミリメートル」に、「22秒」を「60秒」に改める。